（関係者の連携及び協力）

第五十条　国、地方公共団体、森林組合その他の関係者は、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進に向けて、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

（農林水産省令への委任）

第五十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第八章　罰則

第五十二条　第四十二条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例）

第二条　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第九条に規定する資金であって林業経営者が貸付けを受けるものについての同条の規定の適用については、同条中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

（検討）

第三条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（森林法の一部改正）

第四条　森林法の一部を次のように改正する。

第十条の八第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第九号」に改める。

第十条の十の見出しを「（施業の勧告）」に改め、同条第一項中「（次項に規定する場合を除く。）」を削り、同条第二項から第八項までを削る。

第十条の十一から第十条の十一の八までを削り、第十条の十一の九を第十条の十一とし、第十条の十一の十を第十条の十一の二とする。

第十条の十一の十一第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一第一項」に改め、同条を第十条の十一の三とする。

第十条の十一の十二第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一第一項」に改め、同条を第十条の十一の四とし、第十条の十一の十三を第十条の十一の五とする。

第十条の十一の十四中「第十条の十一の十二第二項」を「第十条の十一の四第二項」に改め、同条を第十条の十一の六とする。

第十条の十一の十五第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一第一項」に、「第十条の十一の十三第一項」を「第十条の十一の五第一項」に改め、同条を第十条の十一の七とする。

第十条の十一の十六第一項中「第十条の十一の九第一項」を「第十条の十一第一項」に、「第十条の十一の十三第一項」を「第十条の十一の五第一項」に、「第十条の十一の十二第一項各号」を「第十条の十一の四第一項各号」に改め、同条を第十条の十一の八とする。

第十条の十三第二項中「分収林特別措置法」の下に「（昭和三十三年法律第五十七号）」を、「又は」の下に「同法第二条第二項に規定する」を加える。

第三十九条の六中「第十条の十第一項及び第二項」を「第十条の十」に改める。

（森林法の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この法律の施行前に前条の規定による改正前の森林法（以下この条において「旧森林法」という。）第十条の十第二項の規定によりされた通知又は同条第三項の規定によりされた申出については、同条第四項から第八項まで及び旧森林法第十条の十一から第十条の十一の八までの規定は、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第六条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十六号

独立行政法人農林漁業信用基金法の一部を改正する法律

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第五条第四項中「上」の下に「林業信用保証業務（」を、「規定する林業信用保証業務」の下に「をいう。以下この項、第七条の二及び第十一条の四第一項第一号において同じ。）」を加える。

第六条第一項中「信用基金は、」の下に「第七条の二第二項若しくは通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻し又は」を加え、「又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻し」を削る。

第一章中第七条の次に次の一条を加える。

（出資者に対する持分の払戻し）

第七条の二　林業信用保証業務に係る政府及び都道府県以外の出資者（以下この条において「出資者」という。）は、主務省令で定めるところにより、信用基金に対し、その持分（林業信用保証業務に必要な資金に充てるべきものとして示してされた出資に係るものに限る。）の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2　信用基金は、前項の規定による請求があった場合には、主務省令で定めるところにより算定した金額（その金額が当該請求に係る持分に係る出資額を超えるときは、当該出資額に相当する金額）により、同項の規定により払戻しを請求された持分を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。ただし、一事業年度における払戻しの総額は、林業信用保証業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがないものとして主務大臣が定める金額を超えてはならない。

3　第一項の規定による請求があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、信用基金は、当該各号に定める時までは、主務省令で定めるところにより、当該請求をした出資者に対し、前項の規定による払戻しを停止することができる。

一　信用基金が当該出資者（その者が第十三条第三項に規定する森林組合等又は林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第十七条第二号に掲げる中小企業等協同組合である場合には、それぞれその直接の構成員となっている第十三条第二項に規定する林業者等又は同法第十七条第一号に掲げる者を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき　信用基金が当該出資者の債務につきその者に代わって弁済をしないことが明らかになった時

二　信用基金が当該出資者に代わってその債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているとき　当該求償権に係る債務が完済された時